

平成31年度法学研究科博士前期課程（第2次）入学試験問題

科目：知的財産法

以下の各文章について、正しい場合は「○」、正しくない場合は「×」を記載し、いずれの場合にも、その理由を述べよ。

1. 自然法則それ自体は、産業において様々に利用される蓋然性が高い場合には、特許を受けることができる。
2. 同一の発明について同日に複数の特許出願があった場合、時間的に先に出願をした者がその発明について特許を受けることができる。
3. 特許を受ける権利が原始的に帰属する者は発明者に限られない。
4. 特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は無効審判請求の登録の日に消滅したものとみなされる。
5. コンピュータ・ゲームは、プログラムの著作物と映画の著作物の両方に当たる場合がある。
6. Aの従業員であるBが職務上作成した著作物であっても、その作成前にAとBが締結した契約においてBを著作者とすることが定められていれば、Bが著作者となる。
7. Aの従業員であるBが職務上作成したのではない著作物であっても、その作成前にAとBが締結した契約においてAを著作者とすることが定められていれば、Aが著作者となる。
8. 公衆送信権侵害が成立するのは、著作物が公衆に対して送信される場合に限られない。
9. 意匠権の設定の登録があっても、その意匠が公開されない場合がある。
10. 商標登録を受けることのできる商標は、視覚によって認識することができるものでなければならない。

以上